

# 大垣市立一之瀬小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成30年4月1日改訂

## はじめに

今日、学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報化の発展により、メールやプロフ、SNSなどインターネット上のいじめ問題が生じ、いじめ問題は、広域化、複雑化、潜在化する様相を見せている。

このような中、本校では、学校長のリーダーシップのもとに、すべての教職員がいじめについて十分理解し、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応について基本的な認識や学校としての構え、具体的な取組について定めた「一之瀬小学校いじめ防止基本方針」を作成した。この基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する方針及び対策等を示すものである。

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1)定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2)基本認識

本校ではすべての教職員が「いじめは、人間として絶対に許されない」、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」、「いじめは見ようと思って見ないと見つけにくい」という認識に基づきいじめの防止等にあたる。

### (3)学校としての構え

- ①いじめの未然防止、早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ②いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない学級・学校づくりを進め、児童一人一人を大切にする。
- ③全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ④いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ⑤学校内だけでなく、関係諸機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑥いじめの指導後も解消したと即断するのではなく、継続して十分な注意を払い、必要に応じて指導を行うとともに、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2. いじめの未然防止のための取組

### (1)安心・安全で魅力ある学級・学校づくり

- ・児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で学習に臨むことができるように、チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導をする。
- ・授業の中で、「よくできたね」「がんばってるね」等の承認や賞賛、励ましを行い、意欲がもてるようにする。
- ・児童がわかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫できるように、年間指導計画の中に教員相互が授業を参観できる機会を位置付け、授業研究会を実施する。

### (2)生命や人権を大切にする指導

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、道徳の時間や日常生活を通じて児童に理解できるようにする。
- ・児童が人を思いやることができるように全ての教育活動を通じて、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、互いに思いやりの心をもって関わるため「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育み、人権意識の高揚を図る。
- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

### (3)全ての教育活動を通じた指導

- ・児童一人一人を理解し、授業の場で活躍の場をつくらせたり、児童個々のよさや得意分野を積極的に生かしたりして、児童が学習に対して充実感や達成感、存在感をもてるようにする。
- ・児童に協同で学ぶことの意義を知らせ、学級やグループで学ぶことの大切さを実感できるようにする。また、仲間と学習する中で児童一人一人が自分との違いを認め合い、互いに支え合い、学び合うことで共感的な人間関係を育成し、自己有用感をもてるようにする。
- ・様々な場や機会を利用して、児童に自己決定を求めていくような指導を行うことで、自発性や自主性、自律性や主体性を発揮できるようにし、自己肯定感をもてるようにする。

### (4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかすようにする。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

## 3. いじめの早期発見・早期対応

### (1)アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集・校内連携体制の充実

- ・毎月、第二火曜日に「心のけんこうアンケート」と教育相談を実施し、児童の様態を把握するとともに、「いじめ未然防止・対策委員会」で検討する。
- ・6、10、12、2月に「心のけんこうアンケート」を持ち帰り、保護者からも情報を得ることで、今後の対応に生かすようにする。

### (2)教育相談の充実

- ・毎月の「心のけんこうアンケート」の後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・Hyper-QUの検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、教職員研修で共通理解を図る。
- ・大垣市教育研究所の相談員や支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

### (3)教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修等、必要に応じて適宜教員研修を実施し、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」等の各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるようにする。

### (4)保護者との連携

- ・児童、保護者と学校との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。隔月に「心のけんこうアンケート」を持ち帰り、保護者から情報を得るようにする。必要に応じて家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育研究所、教育委員会などの関係諸機関と連携して問題解決に臨む。

### (5)関係機関等との連携

- ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。
- ・教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときには、緊急の「いじめ防止・対策委員会」を開催する。

## 4. いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、該当学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事（教育相談コーディネーター）、教育相談主任、養護教諭、学級担任  
学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、民生児童委員

必要に応じて：大垣市教育委員会いじめサポートチーム

## 5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容			備考
	教職員	児童	保護者・地域	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針についての検討</li> <li>○いじめ対策に関わる共通理解</li> <li>○学校だより、Web ページ等による「方針」等の発信</li> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き・学級のルールづくり</li> <li>○学級目標づくり</li> <li>○一年生を迎える会</li> <li>○教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対応についての説明・啓発 (PTA 総会)</li> <li>○情報モラルに関する説明</li> <li>○学校評議員会</li> <li>○保護者との情報交換【学級懇談】</li> </ul>	問題行動調査
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回いじめ未然防止・対策委員会</li> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仲よし一之瀬 (遊びを通じた人間関係づくり)</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換【家庭訪問】</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炭づくり体験</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者調査の実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仲よし給食</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換【個人懇談】</li> <li>○保護者・地域との情報交換【地区別懇談会】</li> </ul>	第1回県いじめ調査 夏季休業中の指導
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員研修会 (ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会)</li> </ul>			夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動会</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施</li> </ul>		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> <li>○第2回いじめ未然防止・対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会見学</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報モラルに関する説明</li> <li>○保護者調査の実施</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ひびきあいの日」集会に向けての取組</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施</li> </ul>		
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ひびきあいの日」集会</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ひびきあいの日」集会</li> <li>○保護者調査の実施</li> <li>○保護者との情報交換【学級懇談・個人懇談】</li> </ul>	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○年賀状仲よし会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評議員会</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回いじめ未然防止・対策委員会</li> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談</li> <li>○仲よしなわ跳び大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級懇談会</li> <li>○保護者調査の実施</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> <li>○次年度に向けた取組の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○6年生を送る会</li> <li>○仲よし給食</li> <li>○心のけんこうアンケートの実施</li> <li>○教育相談</li> </ul>		第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

## 6. いじめ問題発生時の対処

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」という自覚をするとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

### 【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応策の決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握（複数教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応

- |  |
|--|
| ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合                                       |
| イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合 |
| ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合<br>(「いじめ防止対策推進法」より)                         |

以下の対応を行う。

### 【重大事態への対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・教育委員会の指導の下、「学校いじめ防止等対策委員会」が中心となり事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・調査結果について、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・調査結果や教育委員会からの助言をもとに、いじめを受けた児童への支援を行うとともに、保護者とも連携して心のケアに努める。いじめた児童に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い、改めるための指導を行う。

## 7. 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- (1)いじめの早期発見の取組に関すること
  - (2)いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8. 個人情報等の取扱い

### ○個人調査(アンケート等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、3年間保存する。